

# ワンポイント会計基準

## vol.313 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」等の公表について

### 1.はじめに

本会計基準及び本適用指針では、建設協力金等及び敷金については、これらの項目が、主にリースの締結により生じる項目であるため、これらの具体的な会計処理の定めについては、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」から削除し、本適用指針に定めることとされています。

### 2. 建設協力金等の差入預託保証金

#### (1) 建設協力金等

預り企業である貸手から、差入企業である借手に将来返還される建設協力金等の差入預託保証金（敷金を除く。）に係る当初認識時の時価は、返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値であるとされています。差入企業である借手は当該差入預託保証金の支払額と当該時価との差額を使用権資産の取得価額に含め、当初時価と返済額との差額は、弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で受取利息として計上するとされています。（本適用指針第 29 項）

また、預り企業である貸手から差入企業である借手に将来返還されないことが契約上定められている金額について、使用権資産の取得価額に含めるとされています。なお、返済期日までの期間が短いもの等、その影響額に重要性がない将来返還される差入預託保証金（敷金を除く。）について、当初認識時の時価を返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値とする会計処理を行わないことができ、この場合の差入預託保証金は、債権に準じて会計処理を行うとされています。（同 31 項、32 項）

#### (2) 敷金

差入企業である借手は、差入敷金のうち、差入敷金の預り企業である貸手から差入企

業である借手に将来返還される差入敷金について、取得原価で計上するとされています。ただし、上記（１）建設協力金等に準じて会計処理を行うことができます。（同 33 項）

また、差入企業である借手は差入敷金のうち、差入敷金の預り企業である貸手から差入企業である借手に返還されないことが契約上定められている金額を使用権資産の取得価額に含めるとされています。

企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第 9 項の定めに従って、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を選択する場合、同項に従って差入敷金の会計処理を行うとされています。（同 34 項、35 項）

### （３）貸倒引当金

建設協力金等の差入預託保証金について差入預託保証金の預り企業である貸手の支払能力から回収不能と見込まれる金額がある場合、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に従って貸倒引当金を設定することとされています。（同 36 項）

以上